**環境保全協定に基づく「環境保全計画書」　（記載例）**

**令和〇年度　環境保全計画書**

**協定締結書類の「事業者の責務」を記載する項目にあわせてください。**

神 戸 市 長　あて

令和〇年度環境保全計画書について、平成●年●月●日締結の環境保全協定書第　条に基づき、提出いたします。

**協定締結日を記載してください。**

令和　　年　　月　　日

締結者

　　●●市●●区●●

　　株式会社○○○　代表取締役　○○

**押印は不要です。**

担当者　所属　　　　　　　　氏名

所在地　　（締結者と異なる場合は記載）

電話

FAX

Email

|  |  |
| --- | --- |
| 締結者名 | 株式会社○○○ |
| 報告対象となる事業場 | ○○工場（○○区○○）、◆◆工場（◆◆区◆◆） |
| 備　考   |  |  | | --- | --- | | 機密事項記載の有無 | 有　　・　　無 |     　　　　※有の場合   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 記載ページ | 内容 | 理由 | | ●●ページ |  |  | | ●●ページ |  |  |      |  |  | | --- | --- | | 神戸市ホームページでの公開の可否 | 可　　・　　否 | | |

**令和〇年度環境保全計画書　　　株式会社○○○○**

**①環境保全に関する基本方針(基本理念)**

私ども○○○○株式会社は、「地域社会に貢献する」という企業理念の下、製品の生産、使用、廃棄・リサイクルまで、製品のライフサイクル全体での脱炭素実現に向けて、原料の調達段階から環境への配慮に努めていきます。

　１　事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全に取り組みます。

　①　省エネルギー、省資源に努めます。

　②　廃棄物の削減と再資源化に努めます。

　③　グリーン購入を積極的に推進します。

　２　地域の方々との植樹、清掃活動など環境保全活動に取り組みます。

　３　環境保全に関する法令を遵守します。

　４　この方針を全従業員に周知徹底するとともに広く公開し、適切な情報提供に努めます。

**②環境保全に関する組織の現況**

当社における環境管理体制は図１のとおりである。また、○○事業所における環境管理体制は図２のとおりである。

**図１　株式会社○○○○環境管理体制**

環境管理推進委員会

委員長：代表取締役

○計画の策定等

環境推進実行委員会

委員長：関連役員

○計画推進

環境管理監査委員会

◎監査機関

事業所１

事業所２

事業所３

**図２　○○事業所環境管理体制**

環境管理総括者

事業所長等

環境管理担当課

事業部局１

事業部局２

事業部局２

**③重点取組目標・計画**

**【○○年度の重点目標・計画】**

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、○○年度、以下の重点課題に取り組んでいきます。

**●カーボンニュートラルの推進**

◆省エネルギー化の推進

＜目標＞燃料、電力の使用量を2013年度比で、○○年度中に○％削減します。

＜取り組み内容＞

・「コージェネレーションシステム」などエネルギー効率の良い設備の導入

・「燃料電池」の導入拡大

・「熱クローズドシステム」の導入促進

・エネルギーマネジメントシステム（ＥＭＳ）を導入

◆温室効果ガスの抑制

＜目標＞生産におけるCO２排出量を2013年度比で、○○年度中に○％削減します。

＜取り組み内容＞

・ノンフロン化工場の拡大

・液体燃料から気体燃料への転換の推進

◆再生可能エネルギー導入の推進

＜目標＞電力の使用量のうち○％を再生可能エネルギー由来にします。

＜取り組み内容＞

・事業地内に太陽光発電設備を設置

・グリーン電力の購入

◆社用車のクリーンエネルギー化の推進

＜目標＞社用車20台のうち〇台をクリーンエネルギー自動車に転換します。

●**工場廃棄物再資源化１００％の継続維持**

**●プラスチックに係る資源循環等の推進**

＜目標＞プラスチックの使用量を2013年度比で、○○年度中に○％削減します。

＜取り組み内容＞

　・代替素材への転換

・使用量の削減

・リユース及びリサイクルの推進

●**環境管理システムの充実**

＜目標＞　環境マネジメントシステムを○○年度中に取得します

●**脱炭素経営の推進**

＜目標＞　国際的な認証等である○○を○○年度中に取得します

＜取り組み内容＞

・ＳＢＴ（科学的な排出削減の中長期目標）認定を取得

・ＲＥ１００（事業に必要な電力を100%再エネ化することを目指す）に加盟

・ＴＣＦＤ（気候変動に関する財務情報の積極的な開示）への賛同を表明

**④公害防止対策に係る計画**

**ア．　目標及び管理目標値**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 目　　　　　標 |
| 大気汚染防止対策 | ◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第４条第１項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する◆別表１に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。  ◆大気汚染防止法に規定するばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）、粉じん、有害大気汚染物質(未規制物質を含む。別添リスト参照。）、揮発性有機化合物(VOC)等の年間総排出量を把握し、前年度の排出量より削減するように努める（別表１の２）。 |
| 水質汚濁防止対策 | ◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。  ◆別表２に記載する排出水の水質に係る管理目標値及び別表３に記載する汚濁負荷量の総量規制に係る管理目標値を遵守する。  ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。  ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。 |
| 騒音防止対策 | ◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること) |
| 振動防止対策 | ◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること) |
| 悪臭防止対策 | ◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。(法令より厳しい基準を目標値に定める場合は、目標値を記載すること) |
| 土壌汚染対策 | ◆「土壌汚染対策法」及び「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。  ◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。 |
| 産業廃棄物対策 | ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。  ◆廃棄物の発生量を抑制するともに、再利用を促進する。 |

**別表１　ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 排出口最大許容濃度目標値(下段括弧内の記載は目標値の根拠等） | | | | | | | | | | |
| 大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目 | | | | | | | | その他有害大気汚染物質(目標値を設定する項目のみ記載) | | |
|  | | 有害物質(法令基準が適用される項目または目標値を設定する項目のみ記載） | | | | | |
| 硫黄  酸化物[m3N /h] | ばいじん  [mg/m3N] |  |  | 塩化水素  ［㎎/m3N］ |  |  | 窒素酸化物  [ppm] | ＊＊＊＊  ［㎎/ m3N］ |  |  | |
| 第１ボイラー | 15  (法令基準値の40％値） | 180  (法令基準値） |  |  |  |  |  | 190  (法令基準値） | 50 |  |  | |
| 第２ボイラー | 10  (法令基準値の40％値） | 100  (法令基準値） |  |  |  |  |  | 250  (法令基準値） | 50 |  |  | |
| 加熱炉 | 10  (法令基準値の40％値） | 250  (法令基準値） |  |  |  |  |  | 100  (法令基準値  の80％値） | 50 |  |  | |
| 乾燥炉 | ５  (法令基準値の40％値） | 150  (法令基準値） |  |  |  |  |  | 130  (法令基準値  の80％値） | 50 |  |  | |
| 廃棄物焼却炉 | 30  (法令基準値の80％値） | 150  (法令基準値） |  |  | 350  (法令基準値の50％値） |  |  | 200  (法令基準値  の80％値） | 80 |  |  | |

**別表１の２　事業所全体としての大気汚染物質の年間総排出量に係る目標値**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 前年度実績 | 今年度目標値 | 前年度比 |
| 硫黄酸化物 | 42ﾄﾝ/年 | 40ﾄﾝ/年　以下 | ５％減 |
| ばいじん | 7.7ﾄﾝ/年 | ７ﾄﾝ/年　以下 | ９％減 |
| 窒素酸化物 | 75ﾄﾝ/年 | 72ﾄﾝ/年　以下 | ４％減 |

**別表２　排出水に係る水質管理目標値**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | | | 管理目標値  [㎎／ℓ] | | 備　　考 | |
| 目標値の根拠  (法令等基準値との関係等) | 定期測定の実施 |
| (有害物質項目)  法令排水基準設定項目 | １ | カドミウム及びその化合物 | 0.1以下（ｶﾄﾞﾐｳﾑ換算） | | 一律排水基準値 | ○ |
| ２ | シアン化合物 | １以下（ｼｱﾝ換算） | | 一律排水基準値 | ○ |
| ３ | 有機燐化合物(注) | １以下 | | 一律排水基準値 |  |
| ４ | 鉛及びその化合物 | 0.1以下（鉛換算） | | 一律排水基準値 | ○ |
| ５ | 六価クロム化合物 | 0.5以下  （六価クロム換算） | | 一律排水基準値 | ○ |
| ６ | 砒素及びその化合物 | 0.1以下（砒素換算） | | 一律排水基準値 |  |
| ７ | 総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物) | 0.005以下（水銀換算) | | 一律排水基準値 |  |
| ８ | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと（注） | | 一律排水基準値 |  |
| ９ | PCB | 0.003以下 | | 一律排水基準値 |  |
| 10 | トリクロロエチレン | 0.3以下 | | 一律排水基準値 |  |
| 11 | テトラクロロエチレン | 0.1以下 | | 一律排水基準値 | ○ |
| 12 | ジクロロメタン | 0.2以下 | | 一律排水基準値 | ○ |
| 23 | ベンゼン | 0.1以下 | | 一律排水基準値 |  |
| 24 | セレン及びその化合物 | 0.1以下 | | 一律排水基準値 |  |
| (生活環境項目)  法令排水基準設定項目 | 25 | 水素イオン濃度（pH） | 5.8以上　9.0以下 | | 一律排水基準範囲値 | ○ |
| 26 | 生物化学的酸素要求量  （BOD） | 設定せず | | 法令基準適用無し |  |
| 27 | 化学的酸素要求量（COD） | 最　大 | | 16以下 | 一律排水基準値の10%値 |
| 日間平均 | | 12以下 | 一律排水基準値の10%値 |
| 28 | 浮遊物質量（SS） | 最　大 | | 200以下 | 一律排水基準値 |
| 日間平均 | | 150以下 | 一律排水基準値 |
| 37 | 弗素含有量 | 15以下 | | 一律排水基準値 |  |
| 38 | 大腸菌群数 | 日間平均 | | 3000以下 | 一律排水基準値 |
| 39 | 窒素含有量 | 最　大 | | 100以下 | 一律排水基準値の80%値 |
| 日間平均 | 30以下 | 兵庫県削減指導要領に定める水質管理値 |  |
| 40 | 燐含有量 | 最　大 | 10以下 | 一律排水基準値の60%値 | ○ |
| 日間平均 | ５以下 | 兵庫県削減指導要領に定める水質管理値 | ○ |
| (未設定項目)  法令排水基準 | 41 | クロロホルム | 0.06以下 | | 法令基準適用無し | ○ |
| 42 | トルエン | 0.6以下 | | 法令基準適用無し | ○ |
|  |  |  |  |  |  |

（注）県が定める排水基準値等、法令等基準値は別途確認ください。

**別表３　汚濁負荷量の総量規制に係る目標値**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 排水系統名 | 管理  目標値  [mg/ℓ] | 最大  排水量  [m3/日] | 管理  目標値  [kg/日] | 管理目標値の根拠  (法令等基準値  との関係等) |
| 化学的  酸素要求量  （COD） | 総合排水処理施設 | 12 | 1000 | 12 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第１浄化槽 | 12 | ５ | 0.06 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第２浄化槽 | 12 | ５ | 0.06 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 洗浄水槽 | 12 | 90 | 1.08 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 事業所全体として |  | 1100 | 13.2 |  |
| 窒素含有量 | 総合排水処理施設 | 30 | 1000 | 30 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第１浄化槽 | 30 | ５ | 0.15 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第２浄化槽 | 30 | ５ | 0.15 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 洗浄水槽 | 30 | 90 | 2.7 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 事業所全体として |  | 1100 | 33 |  |
| 燐含有量 | 総合排水処理施設 | ５ | 1000 | ５ | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第１浄化槽 | ５ | ５ | 0.025 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 第２浄化槽 | ５ | ５ | 0.025 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 洗浄水槽 | ５ | 90 | 0.45 | 水量×別表２の  管理目標値 |
| 事業所全体として |  | 1100 | 5.5 |  |

**イ．　目標達成のために講ずる措置・対策**

**○目標達成のために講ずる措置・対策（その１）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目　標　項　目 | | | 目標達成のために講ずる措置  (目標の達成状況の確認手段を含む) |
| 大　気　汚　染　防　止　対　策 | ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減 | | ◆排煙脱硫･脱硝等、排ガス処理施設の設置によるばい煙等の削減を行う(具体的内容を記載)。  ◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低NOｘ仕様の機器を採用する。  ◆燃料を転換する。（具体的内容を記載）  ◆工程を見直す。（具体的内容を記載）  ◆新たな環境技術を導入する。（具体的内容を記載） |
| ばい煙の排出規制の遵守 | | ◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、別表４「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値の遵守状況を確認する。この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。 |
| その他 | | ◆事故等の発生の未然防止に努めるとともに、事故等が生じた際には適切な措置を講ずる。 |
| 水　質　汚　濁　防　止　対　策 | **（公共用水域に排出する場合）** | | |
|  | 排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理 | ◆排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、「排出水の汚染状態測定計画(別表５)」及び「排出水の汚濁負荷量(COD・窒素・燐)の測定計画(別表６)」により、目標値の遵守状況を確認する。  この測定結果を「環境保全報告書」に記載する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、不適合内容について関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。  ◆高度排水処理施設を導入する(今年度下半期) |
| **（公共下水道を使用する場合）** | | |
|  | 公共用水域の環境保全 | ◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。 |

**○目標達成のために講ずる措置・対策(その２)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目　標　項　目 | | | | 目標達成のために講ずる措置  (目標の達成状況の確認手段を含む) |
| 水質汚濁防止対策 | **（有害物質(＊)を使用している場合）** | | | |
|  | | 地下水汚染の未然防止 | ◆有害物質等が地下浸透することにより、地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。また、必要に応じて、地下水の有害物質等についてモニタリング及び市への報告を行う。(具体的なモニタリング計画を策定している場合にはこれを記載する。) |
| 騒音防止対策 | 法令等の基準の遵守 | | | ◆法令等の基準遵守の確認に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。  ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置、低騒音型の施設への更新、建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施する。 |
| 振動防止対策 | 法令等の基準の遵守 | | | ◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。  ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を実施する。 |
| 悪臭防止対策 | 法令等の基準の遵守 | | | ◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。  ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を行う。 |
| 土壌汚染対策 | **（特定有害物質(＊＊)を使用している場合）** | | | |
|  | 土壌汚染の未然防止 | | ◆特定有害物質等が地下浸透することにより、土壌汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。また、必要に応じ、土壌中の特定有害物質等についてモニタリング及び市への報告を行う。(具体的なモニタリング計画を策定している場合にはこれを記載する。) |
| 産業廃棄物対策 | 法令等の規制を遵守 | | | ◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。 |
| 廃棄物の発生抑制・再利用 | | | ◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。  ◆工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。  ◆他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・研究を推進する。 |

　　　(＊)有害物質とは、水質汚濁防止法第２条第２項第１号に規定する物質。

　　　(＊＊)特定有害物質とは、土壌汚染対策法第２条第１項に規定する物質。

**別表４**　**排出ガス中のばい煙濃度等測定計画**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 測定項目 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
| １ | 硫黄酸化物の濃度及び排出量 | 常時 | 第１、第２ボイラー加熱炉、廃棄物焼却炉 | 非分散赤外線法連続測定機 | ﾃﾚﾒｰﾀ  (一部) |
| １回/月 | 同上 | JISZ-○○○ |  |
| ２ | 窒素酸化物の濃度及び排出量 | 常時 | 同上 | JISZ-○○○ |  |
| ３ | ばいじんの濃度 | １回/２月 | 同上 | JISZ-○○○ |  |
| ４ | 塩化水素濃度 | ２回/年 | 廃棄物焼却炉 | JISZ-○○○ |  |
| ５ | ダイオキシン濃度 | １回/年 | 同上 | 環境庁告示  第○○ |  |

**別表４の２　自動連続測定装置のデータを神戸市にオンラインで送信する施設データ項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 送信データ項目 |
| 第１号ボイラー | 液体燃料量  二酸化硫黄濃度(煙道)  窒素酸化物濃度(煙道) |
| 加熱炉 | 気体燃料量  二酸化硫黄濃度(煙道)  窒素酸化物濃度(煙道) |

**別表５　排出水の汚染状態測定計画**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 測定項目 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
| (有害物質項目）  法令排水基準設定項目 | １ | カドミウム及びその化合物 | ２回/年 | 第２、第３排水口 | 法令の規定方法  JISZ-○○○ |  |
| ２ | シアン化合物 | ２回/年 | 同上 | 同上 |  |
| ３ | 鉛及びその化合物 | ２回/年 | 同上 | 同上 |  |
| ４ | 六価クロム化合物 | ２回/年 | 同上 | 同上 |  |
| ５ | テトラクロロエチレン | 12回/年 | 同上 | 簡易測定法  (××法) |  |
| ６ | ジクロロメタン | 12回/年 | 同上 | 同上 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| (生活環境項目）  法令排水基準設定項目 | 11 | 水素イオン濃度  （pH） | １回/繰業日 | 全排水口  (４箇所) | 法令の規定方法  JISZ-○○○ |  |
| 12 | 化学的酸素要求量（COD） | １回/週  (52回/年) | 同上 | 同上 | 最大値、  日間平均値 |
| ２回/繰業日 | 同上 | 簡易測定法  (××法) | 最大値のみ |
| 13 | 浮遊物質量（SS） | ２回/月 | 同上 | 法令の規定方法  JISZ-○○○ | 最大値のみ |
| 17 | 窒素含有量 | ２回/月 | 同上 | 同上 | 最大値のみ |
| 18 | 燐含有量 | ２回/月 | 同上 | 同上 | 最大値、  日間平均値 |
| 法令未規制項目 | 19 | クロロホルム | 12回/年 | 同上 | JISZ-○○○ |  |
| 20 | トルエン | 24回/年 | 同上 | 簡易測定法  (××法) |  |
|  |  |  |  |  |  |

(注)別表２の備考欄において、定期的測定の実施を選択した項目について記載ください。

**別表６　排出水の汚濁負荷量(COD・窒素・燐)の測定計画**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 排水系統名 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
| 化学的  酸素要求量  （COD） | 総合排水処理施設 | １回/稼動日 | 排水口１ | 連続測定器 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第１浄化槽 | １日/30日 | 排水口２ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第２浄化槽 | １日/30日 | 排水口３ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 洗浄水槽 | １日/７日 | 排水口４ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 窒素含有量 | 総合排水処理施設 | １回/稼動日 | 排水口１ | 連続測定器 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第１浄化槽 | １日/30日 | 排水口２ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第２浄化槽 | １日/30日 | 排水口３ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 洗浄水槽 | １日/７日 | 排水口４ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 燐含有量 | 総合排水処理施設 | １回/稼動日 | 排水口１ | 連続測定器 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第１浄化槽 | １日/30日 | 排水口２ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 第２浄化槽 | １日/30日 | 排水口３ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |
| 洗浄水槽 | １日/７日 | 排水口４ | 手分析 | ３回測定し、  日間平均値を採用 |

**(注)濃度(mg/ℓ)×排水量(m3/日)÷1000=汚濁負荷量(kg/日)により、目標値の遵守状況を確認する。**

**⑤地球温暖化対策に係る計画**

**ア．前年度の電気・燃料等の使用量及び今年度使用予定量**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動の  区分 | 燃料・焼却物等の種類 | 単位  発熱量（MJ） | 前年度  使用量等 | 今年度  使用予定量 | 単位 | 排出  係数 | 排出量 | |
| 前年度  （実績） | 今年度  （予定） |
| 燃料の  使用 | 原料炭 | 28.9 |  |  |  | 0.0867 |  |  |
| 一般炭 | 26.6 |  |  | kg | 0.0906 |  |  |
| A重油 | 39.1 | 2,250,000 | 2,200,000 | ℓ | 0.0693 | 6,096,668 | 5,961,186 |
| B重油 | 40.4 |  |  | ℓ | 0.0705 |  |  |
| C重油 | 41.7 |  |  | ℓ | 0.0716 |  |  |
| LPG | 50.2 |  |  | kg | 0.0598 |  |  |
| 都市ガス | 45.0 |  |  | Nm3 | 0.0513 |  |  |
| その他（廃棄物等） | 42.3 |  |  | kg | 0.0762 |  |  |
| 電気事業者から供給された電気の使用 | |  | 10,000,000 | 9,900,000 | kWh | 0.358 | 3,580,000 | 3,544,200 |
| 熱供給事業者から供給された熱の利用 | |  |  |  | MJ | 0.067 |  |  |
| 合計 | |  |  |  |  |  | 9,676,668 | 9,505,386 |

**イ．基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び目標年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 温室効果ガス | 排出量 | | 削減目標 | | 削減率（％） | |
| 基準年度  (2013年度) | 前年度 | 今年度 | 2030年度 | 今年度 | 2030年度 |
| 二酸化炭素 | 10,000,000 | 9,676,668 | 9,505,386 | 9,400,000 | 4.9 | ６ |
| メタン |  |  |  |  |  |  |
| 一酸化二窒素 |  |  |  |  |  |  |
| HFC |  |  |  |  |  |  |
| PFC |  |  |  |  |  |  |
| 六フッ化硫黄 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

**ウ．目標達成のために講ずる措置・対策**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置の区分 | 具体的対策 | 削減目標 |
| エネルギーの使用の合理化 | コージェネレーションシステムの導入（天然ガスコージェネレーション設備を導入） | 燃料の使用に伴うCO2排出量を○年度に比べ、2030年度に○％削減する。  購入電力量を○年度比○％削減する。 |
| 二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用（燃料をA重油から天然ガスへ転換） |
| 室内温度管理の適正化 | 電力消費量を○年度比○％削減する。（CO2排出量○％削減） |
| 不要な照明の消灯 |
| エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入 |
| 製造工程における対策 | 製造工程における廃熱の利用 | 燃料消費量を○年度までに○トン削減する |
| 工程の削減 |
| 特定フロン等使用量の削減 | 代替物資への転換 | 全量 |
| 設備更新時、特定フロン非使用設備を導入 | 全量 |
| 特定フロン使用機器の適正廃棄 | フロン回収の徹底 |
| その他 | 京都メカニズムの活用 | 京都メカニズムに基づくCO2削減量　○○ｔ／年（2008～2012年） |

**⑥公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画**

**公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画**

**(目標達成年次2030年度中)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 分　　　野 | 項　　　目 | | 目　　標 |
| １ | 再生可能エネルギー導入の推進 | グリーン電力の購入 | | 電力購入量の50％ |
| 太陽光発電設備の設置・稼働 | | 購入電力量を○年度  までに、○kWh削減する |
| ２ | 自動車対策 | マイカー通勤の抑制 | | 原則全廃 |
| 社有車の削減 | | ５台削減 |
| 積載量の適正化 | | 全車両 |
| エコドライブ・アイドリングストップの推進 | | 徹底 |
| クリーンエネルギー自動車の導入（電気自動車・燃料電池自動車等） | | 買換時全車転換  （今年度〇台買替予定） |
| （取引企業間における）グリーン配送の実施 | |  |
| ３ | プラスチックに係る資源循環等の推進 | プラ製品の設計を環境配慮型（紙・生分解性素材・バイオマス素材・リサイクル素材など環境負荷の低減につながる素材）に転換 | | 2013年比○％転換 |
| 使い捨てプラ（プラスチック容器包装など）をリデュース | | 2013年比○％削減 |
| 排出されるプラを回収・リユース･ リサイクル | | プラスチック包装を  2013年比○％リユース |
| ４ | 事業所等での廃棄物の適正処理・減量 | 分別回収 | | 徹底 |
| コピー用紙の使用削減 | | 2013年比○％減 |
| ミスコピー用紙の再利用 | | 徹底 |
| 廃棄物発生量の削減 | | 2013年比○％減 |
| ５ | 事業所等での再生製品等の使用 | グリーン購入の実施 | | 100％ |
| 再生紙の使用促進 | | 100％ |
| プリンタトナーカートリッジの再生利用 | | 100％ |
| 充電池等の利用 | | 100％ |
| ６ | 環境負荷の少ない資源，材料，燃料の選択 | 廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定 | 処分可能部分の塩素化合物の削減 | 全廃 |
| 分解工程の効率化 | 30％向上 |
| ７ | 環境管理システムの充実 | ISO14001の取得 | | 全事業所 |
| 内部監査の実施 | | ２回/年 |
| ８ | 脱炭素経営の推進 | SBT（科学的な排出削減の中長期目標）認定を取得 | | 全事業所 |
| ９ | 事業所等での節水 | 節水 | | 2013年比○％減 |
| １０ | 環境に配慮した施設整備 | 緑地の整備 | | 500㎡ |
| ビオトープの整備 | | １事業所に１つ |
| 光害の抑制 | | 夜間照明の抑制 |
| １１ | 従業員教育 | 環境保全に関する社員研修 | | 20人/年 |
| 社内報での啓発 | | 隔月刊 |
| １２ | 地域社会への参画 | 事業所周辺の清掃活動 | | 月１回実施を継続 |
| 地域の環境保全活動への社員派遣 | | ６人/月 |
| 地域住民への施設見学の実施 | | １回/年 |